

○ 一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この実施要領は、一般社団法人日本施設園芸協会（以下「本法人」という。）が施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>交付等要綱</u>」という。）及び施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「生産局要領」という。）に基づいて行う施設園芸等燃料価格高騰対策（以下「対策」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>（事業年度及び実施期間）</p> <p>第6条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策の実施期間は、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から<u>令和11年6月30日</u>までとし、推進事業においては、平成25年2月26日から<u>令和11年9月30日</u>までとし、茶セーフティネット構築事業及び推進事業の茶に係る事業においては、平成27年1月9日から<u>令和11年2月28日</u>までとする。</p> <p>また、農産局長が特に認めた場合にあつては、本事業の実施</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この実施要領は、一般社団法人日本施設園芸協会（以下「本法人」という。）が施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。以下、「<u>交付等要綱</u>」という。）及び施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「生産局要領」という。）に基づいて行う施設園芸等燃料価格高騰対策（以下「対策」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>（事業年度及び実施期間）</p> <p>第6条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策の実施期間は、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から<u>令和8年6月30日</u>までとし、推進事業においては、平成25年2月26日から<u>令和8年9月30日</u>までとし、茶セーフティネット構築事業及び推進事業の茶に係る事業においては、平成27年1月9日から<u>令和8年1月31日</u>までとする。</p> <p>また、農産局長が特に認めた場合にあつては、本事業の実施</p>

期間を延長することができる。

(支援対象者)

第7条 施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の支援対象者は、交付等要綱第4第3項に定める者であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業(以下「施設園芸等という。))を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあつては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。

(2)～(4) (略)

(セーフティネット事業の内容)

第16条 施設園芸セーフティネット構築事業(以下「セーフティネット事業」という。)は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第17条

1 対象燃料

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス(プロパンガス)及びLNG(都市ガス)(以下「施設園芸用燃料」という。)を対象とする。な

期間を延長することができる。

(支援対象者)

第7条 施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業の支援対象者は、交付等要綱第4第3項に定める者であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業(以下「施設園芸等という。))を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあつては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。

(2)～(4) (略)

(セーフティネット事業の内容)

第16条 施設園芸セーフティネット構築事業(以下、「セーフティネット事業」という。)は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第17条

1 対象燃料

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス(プロパンガス)及びLNG(都市ガス)(以下、「施設園芸用燃料」という。)を対象とする。なお、

お、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

(略)

(加入契約等)

第18条

1 (略)

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者（以下「加入申込者」という。）又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）から、施設園芸用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 (略)

(セーフティネット事業の内容)

第24条 茶セーフティネット構築事業（以下「茶セーフティネット事業」という。）は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、茶を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第25条

1 (略)

2 対象期間

原則として、茶加工の燃料需要期である4月から10月ま

本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

(略)

(加入契約等)

第18条 (略)

1 (略)

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）から、施設園芸用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 (略)

(セーフティネット事業の内容)

第24条 茶セーフティネット構築事業（以下、「茶セーフティネット事業」という。）は、事業実施者が、燃料価格が高騰した場合に、茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、茶を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第25条

1 (略)

2 対象期間

原則として、茶加工の燃料需要期である4月から10月まで

での間（以下「主加工期間」という。）を対象期間とする。

ただし、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の3月から11月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を対象期間として選択することができる。

（加入契約等）

第26条

1（略）

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者（以下「加入申込者」という。）又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）から、茶加工用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃料購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃料補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃料購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の主加工期間平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

（略）

（茶加工用燃料価格差補填金の交付）

第27条

の間を対象期間とする。

（加入契約等）

第26条

1（略）

2 事業実施者は、第1項によりセーフティネットに加入しようとする支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前項の規定により事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）から、茶加工用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量の申込みを受け、これを決定するものとする。

3 前項により燃料購入数量の申込みを行う支援対象者は、燃料補填金に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに、下表の選択肢からいずれかを選択した上で、その対象となる燃料購入数量を申し込むものとする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の対象期間平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

（略）

（茶加工用燃料価格差補填金の交付）

第27条

1～3（略）

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

(1) 当該月の燃料価格が前事業年度の主加工期間における平均燃料価格の111%以上であること。

(2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の主加工期間における平均燃料価格の122%以上であること。

(3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の主加工期間における平均燃料価格の133%以上であること。

5（略）

（留意事項）

第39条

1（略）

2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 支援対象者は、次に掲げる環境負荷低減のチェックシート（ア又はイ）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨がチェックされた当該チェックシートを、事業申請時に事業参加者から収集するものとする。

また、実績報告の際には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かがチェックされた当該チェックシートを、実績報告と併せ、事業参加者から収集するものとする。

ア・イ（略）

(2) 支援対象者は、事業参加者から当該チェックシートを収集し、事業申請及び実績報告を行う際に、事業実施者に提出す

1～3（略）

4 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。

(1) 当該月の燃料価格が前事業年度の対象期間における平均燃料価格の111%以上であること。

(2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の対象期間における平均燃料価格の122%以上であること。

(3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の対象期間における平均燃料価格の133%以上であること。

5（略）

（留意事項）

第39条

1（略）

2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 事業参加者は、次に掲げる環境負荷低減のチェックシート（ア、イのいずれかを選択）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを支援対象者に提出するものとする。

ア・イ（略）

(2) 支援対象者は、事業参加者から当該チェックシートを収集し、事業の申請を行う際に事業実施者に提出するものとする。

るものとする。

事業参加者が複数の場合、支援対象者は事業参加者全員から当該チェックシートを収集した上で、事業申請の際に別紙様式第12-3号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、事業実施者に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

また、実績報告の際には、実施者リストに事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施者に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

なお、環境負荷低減チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

別紙様式第6号（第9条第1項(第5項及び第6項)関係）

（別紙1）

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

（1）10a当たり燃料使用量を削減する目標

目標の内容	施設園芸における10a当たり燃料使用量の削減（○事業年度）		
現状値 （燃料使用量）	目標値 （燃料使用量）	（略）	（略）

なお、事業参加者が複数の場合、支援対象者が事業参加者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第12-3号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、事業実施者に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

別紙様式第6号（第9条第1項(第5項及び第6項)関係）

（別紙1）

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

（1）10a当たり燃料使用量を削減する目標

目標の内容	施設園芸における10a当たり燃料使用量の削減（○事業年度）		
現状値 （燃料使用量）	目標値 （燃料使用量）	（略）	（略）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
10a 当たり	10a 当たり		%		
(略)					
(略)					

(削る。)

(注1) (略)

(注2) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.934を、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減
(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)					
(略)					

(注1) 燃料使用量欄は、A重油・灯油は「kL/10a」、LPガスは「kg/10a」、LNGは「m³/10a」を使用し、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。

(注2) (略)

(注3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.939を、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する

(2) 単位生産量当たり燃料使用量の削減
(略)

(削る。)

(注1) (略)

(注2) 燃料使用量の合計欄には、灯油、LPガス、LNGをA重油使用量に換算したものとA重油使用量の合計を記載する。単位生産量当たり燃料使用量は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の生産量の合計で除して求める。

(注3)・(注4) (略)

(3)・(4) (略)

第4 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業 (略)

(注1) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2) (略)

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃料購入予定数量、燃料補填積立金額等)を作成し、添付する。

(注4) 備考欄には、燃料の種類を記載する。

(削る。)

(注1) 燃料使用量欄は、A重油・灯油は「kL/10a」、LPガスは「kg/10a」、LNGは「m³/10a」を使用し、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。

(注2) (略)

(注3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.939を、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。単位生産量当たり燃料使用量は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の生産量の合計で除して求める。

(注4)・(注5) (略)

(3)・(4) (略)

第4 事業別内訳

1 施設園芸セーフティネット構築事業 (略)

(注1) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価」×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2) (略)

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等)を作成し、添付する。

(注4) 備考欄には、燃料の種類を記載する

)

2 (略)

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.934を、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/① ×100
	現在 ①	目標 ②		
(略)	(略)	(略)		

2 (略)

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.939を、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/① ×100
	現在 ①	目標 ②		
(略)	(略)	(略)		

1 t 当たりの 燃料使用量	(略)	(略)	(略)	%
	(略)	(略)	(略)	%
	(略)	(略)	(略)	%

(略)

(3) (略)

(別紙2)

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標(略)

(注1) 燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したものの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。1工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

(注2) (略)

1 t 当たりの 燃料使用量	(略)	(略)	(略)	%
	(略)	(略)	(略)	%
	(略)	(略)	(略)	%

(略)

(3) (略)

(別紙2)

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標(略)

(注1) 燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したものの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。1工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

(注2) (略)

(2) ~ (4) (略)

第3 事業別内訳

1 茶セーフティネット構築事業 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(3月～11月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。

(注4)・(注5) (略)

2 (略)

(事業実施計画書添付資料2)

(茶)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以

(2) ~ (4) (略)

第3 事業別内訳

1 茶セーフティネット構築事業 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)「対象期間<事業年度>」欄は、上段に対象期間(4月～10月)を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を< >書きで記入する。

(注4)・(注5) (略)

2 (略)

(事業実施計画書添付資料2)

(茶)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以

下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

別紙様式第7号(第14条第1項関係)
(別添1)

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書(○事業年度)

第1 総括表

(1) 補助金総括表 (略)

(注) 推進事業は実績額、セーフティネット事業は燃料補填金積立金に対する交付決定額を記入。

(2) (略)

第2 (略)

第3 目標の達成状況(毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：
令和○事業年度(目標年度：令和○事業年度)

(1) 当初目標

(10a当たり燃料使用量を削減する目標)

(略)

(削る。)

下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

別紙様式第7号(第14条第1項関係)
(別添)

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書(○事業年度)

第1 総括表

(1) 補助金総括表 (略)

(注) 推進事業は実績額、セーフティネット事業は燃料補填金積立金に対する補助金額を記入。

(2) (略)

第2 (略)

第3 目標の達成状況(毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：
令和○事業年度(目標年度：令和○事業年度)

(1) 当初目標

(10a当たり燃料使用量を削減する目標)

(略)

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

(略)

(削る。)

(注) (略)

(民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を抑制する目標) (略)

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標から転記する。

(2) 達成状況

(10a当たり燃料使用量を削減)

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ⑥=①-⑤	削減率 ⑦=⑥/① ×100
	現 在 ①	実 績 ⑤		
A重油	k L	k L	k L	%
灯油	k L	k L	k L	%
LPガス	k g	k g	k g	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

(略)

(注1) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(注2) (略)

(民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を抑制する目標) (略)

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標から転記する。

(2) 達成状況

(10a当たり燃料使用量を削減)

(新設)

合計 (A 重油 換算)	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>%</u>
10a 当たり	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>%</u>

(削る。)

(注) (略)

2 (略)

燃料の種類	年間 (加温期間) 使用 量実績	削減率
	⑤	⑥ = (① - ⑤) / ① × 100
A 重油	<u>kL</u>	<u>%</u>
10a 当たり	<u>kL</u>	<u>%</u>
灯油	<u>kL</u>	<u>%</u>
10a 当たり	<u>kL</u>	<u>%</u>
L P ガス	<u>kg</u>	<u>%</u>
10a 当たり	<u>kg</u>	<u>%</u>
L N G	<u>m³</u>	<u>%</u>
10a 当たり	<u>m³</u>	<u>%</u>

(注) (略)

2 (略)

(別添2)

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書 (○事業年度)

協議会名：

第1 総括表

(1) 補助金総括表

事業名	補助金額 (円)
1 茶セーフティネット構築事業	
2 推進事業	
合 計	

(注) 推進事業は実績額、セーフティネット事業は燃料補填金積立金に対する交付決定額を記入。

(2) 資金の収支状況 (施設園芸等燃料価格高騰対策資金)

区 分	金 額 (円)	備 考
1. 収 入		
(a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越額		
(a)		
今年度造成額		
(b)		
運 用 益		
(c)		

(新設)

その他の収入 <u>(d)</u>		
2. 支出 <u>(a)' + (b)'</u>		
補助金支出 <u>(a)'</u>		
その他支出 <u>(b)'</u>		
次期繰越金 (1 - 2) <u>(又は残額)</u>		

なお、今後の支出見込みの分かる資料を添付すること

第2 事業別内訳

1 茶セーフティネット構築事業

(セーフティネット加入構成員の内訳)

番号	支援 対象 者名	燃料 購入 設定 数量	燃料補 填金 積立額 (円)※	○年度補填金 支払額(円)		対象期間	備 考
					うち補 助金		
		L kg m ³				○年○月～ ○年○月	
		L kg m ³					
		L					

		kg				
		m ³				
合 計		L				
		kg				
		m ³				

(注1) ※は、燃料の種類ごとに「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）し、合計額を記載する。

(注2) 燃料購入設定数量は、A重油は「L」、LPガスは「kg」、LNGは「m³」を使用する。

(注3) それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃料ごとの購入設定数量、燃料補填金積立額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

(注4) 件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注5) 番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

2 推進事業

(1) 総括表

区分	事業に要した 経費	補助金の額	備考
推進事業費	円	円	

(2) 取組内容及び効果等

①推進・指導事務

②審査・交付事務

③実施確認事務

④その他推進事業の実施に必要な事項

(注) それぞれの取組内容を簡潔に記載するとともに、実施の効果等を記載する。

第3 目標の達成状況 (毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度:令和○事業年度

(目標年度:令和○事業年度)

(1) 当初目標

(1 工場当たり燃料使用量を削減する目標)

燃料の種類	年間(対象期間)使用量		削減量 ③=①- ②	削減率 ④=③/ ①×100
	現在 ①	目標 ②		

<u>A重油</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>%</u>
<u>LPガス</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>%</u>
<u>LNG</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>%</u>
<u>合計（A重油 換算）</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>%</u>
<u>取組工場数</u>	<u>工 場</u>	<u>工 場</u>		
<u>一工場当 り</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>%</u>

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(1) 1工場当たり
燃料使用量を削減する目標から転記する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

燃料の種類	年間（対象期間）使用 量		削減量 ③ = ① - ②	削減率 ④ = ③ / ① × 100
	現 在 ①	目 標 ②		
<u>A重油</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>%</u>
<u>LPガス</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>%</u>
<u>LNG</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>%</u>

合計（A重油 換算）⑤	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>%</u>
処理する荒 茶数量⑥	<u>t</u>	<u>t</u>	<u>t</u>	<u>%</u>
荒茶 1 kg 当 たりの 燃料使用量 ⑦=⑤/⑥	<u>L</u>	<u>L</u>	<u>L</u>	<u>%</u>

（注1）省エネルギー等対策推進計画第1の3の（2）単位生産量
当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

（注2）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載
してもよいものとする。

（民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を
抑制する目標）

燃料の種類	年間（対象 期間）使用 量：現在 ①	年間（対象 期間） 抑制量：目 標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油	<u>k</u> <u>L</u>	<u>k</u> <u>L</u>	<u>%</u>
LPガス	<u>kg</u>	<u>kg</u>	<u>%</u>
LNG	<u>m³</u>	<u>m³</u>	<u>%</u>

合計 (A重油換算)	$\frac{k}{L}$	kL	%
---------------	---------------	----	---

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標から転記する。

(2) 達成状況

(1) 工場当たりの燃料使用量を削減

燃料の種類	年間(対象期間)使用量実績 ⑤	削減率 $\frac{⑥ = (① - ⑤)}{①} \times 100$
A重油	kL	%
LPガス	kg	%
LNG	m ³	%
合計 (A重油換算)	kL	%
1工場当たり	kL	%

(注1) 「年間(対象期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2) 合計(A重油換算)欄には、LPガス使用量実績(kg)に1.281を、LNG使用量実績(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)

とA重油使用量実績の合計を記載する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減)

燃料の種類	年間（対象期間） 使用量実績	削減率
	⑧	$\frac{\text{⑨} = (\text{①} - \text{⑧}) / \text{①} \times 100}{100}$
A重油	kL	%
LPガス	kg	%
LNG	m ³	%
合計（A重油換算）⑩	kL	%
処理する荒茶数量 ⑪	t	%
荒茶1kg当たりの 燃料使用量⑫ = ⑩/ ⑪	L	%

(注1) 「年間(対象期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2) 合計(A重油換算)欄には、LPガス、LNGをA重油使用量(L)に換算したものとA重油使用量実績の合計を記載する。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制)

燃料の種類	年間（対象期間）	抑制率
	抑制量実績 ④	⑤＝④/①×100
A重油	KL	%
LPガス	KG	%
LNG	m ³	%
合計（A重油換算）	kL	%

（注1）「年間（対象期間）抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（注2）合計（A重油換算）欄には、LPガス、LNGをA重油使用量に換算したものとA重油使用量の合計を記載する。

2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

別紙様式第9号（第22条第1項第1号（第30条第1項第1号）関係）

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業

補助金（変更）交付申請書（令和 事業年度）兼
補助金支払請求書（令和 事業年度第 回）

別紙様式第9号（第22条第1項第1号（第30条第1項第1号）関係）

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち施設園芸等セーフティネット構築事業

補助金（変更）交付申請書（令和 事業年度）兼
補助金支払請求書（令和 事業年度第 回）

(略)

令和 事業年度において、令和○年○月○日付け第○○号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第22条第1項第1号に基づき、下記のとおり令和○事業年度の補助金の交付を申請するとともに、第○回支払として補助金の支払を請求する。

記

1 補助金交付額

施設園芸セーフティネット構築事業 補助金額 円

2 (略)

3 振込先金融機関、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注)

1・2 (略)

3 交付申請にあたっては、施設園芸セーフティネット構築事業の実施に必要な積立金等の納付が行われていることを証する資金口座の残高証明書又は納付が確実に見込まれることを証する書類を添付すること。

4・5 (略)

(略)

令和 事業年度において、令和○年○月○日付け第○○号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）第22条第1項第1号（第30条第1項第1号）に基づき、下記のとおり令和○事業年度の補助金の交付を申請するとともに、第○回支払として補助金の支払を請求する。

記

1 補助金交付額

施設園芸等セーフティネット構築事業 補助金額 円

2 (略)

3 振込先金融機関、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注)

1・2 (略)

3 交付申請にあたっては、施設園芸等セーフティネット構築事業の実施に必要な積立金等の納付が行われていることを証する資金口座の残高証明書又は納付が確実に見込まれることを証する書類を添付すること。

4・5 (略)

6 茶セーフティネット構築事業にあつては、本様式に準じたものとし、「施設園芸セーフティネット構築事業」を「茶セーフティネット構築事業」、「第22条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」と修正して提出すること。

別紙様式第12-1号（第39条第2項（1）ア関係）

（略）

記入者名：

住所：

連絡先：

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

申請時 (します)		1 適切な施肥	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	(1)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(2)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(3)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(4)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時		2 適正な防除	報告時

（新設）

別紙様式第12-1号（第39条第2項（1）ア関係）

（略）

記入者名

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

申請時 (します)		1 適切な施肥	(新設)
<input type="checkbox"/>	(1)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(2)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(3)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(4)	(略)	(新設)

申請時		2 適正な防除	(新設)

(します)			<u>(しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(5)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(6)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(7)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(8)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(9)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)		3 エネルギーの節減	<u>報告時 (しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(10)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(11)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)		4 悪臭及び害虫の発生防止	<u>報告時 (しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(12)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)		5 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分	<u>報告時 (しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(13)	(略)	<input type="checkbox"/>

(します)			
<input type="checkbox"/>	(5)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(6)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(7)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(8)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(9)	(略)	(新設)

申請時 (します)		3 エネルギーの節減	(新設)
<input type="checkbox"/>	(10)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(11)	(略)	(新設)

申請時 (します)		4 悪臭及び害虫の発生防止	(新設)
<input type="checkbox"/>	(12)	(略)	(新設)

申請時 (します)		5 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分	(新設)
<input type="checkbox"/>	(13)	(略)	(新設)

申請時 (します)		6 生物多様性への悪影響の防止	<u>報告時 (しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(14)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(15)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)		7 環境関連法令の遵守等	<u>報告時 (しました)</u>
<input type="checkbox"/>	(16)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(17)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(18)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(19)	(略)	<input type="checkbox"/>

(注1) 第39条第2項(1)の規定による支援対象者への提出に当たっては、事業申請時には「申請時(します)」欄の「□」に、実施報告時には「報告時(しました)」欄の「□」に、チェックすること。

(注2) (略)

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

申請時 (します)		6 生物多様性への悪影響の防止	(新設)
<input type="checkbox"/>	(14)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(15)	(略)	(新設)

申請時 (します)		7 環境関連法令の遵守等	(新設)
<input type="checkbox"/>	(16)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(17)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(18)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(19)	(略)	(新設)

(注1) 第39条第2項(2)の規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時(します)」欄の「□」に、チェックすること。

(注2) (略)

(新設)

・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

別紙様式第12-2号（第39条第2項（1）イ関係）

（略）

記入者名：

住所：

連絡先：

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)		1 エネルギーの節減	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	(1)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(2)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(3)	(略)	<input type="checkbox"/>

別紙様式第12-2号（第39条第2項（1）イ関係）

（略）

記入者名

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)		1 エネルギーの節減	(新設)
<input type="checkbox"/>	(1)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(2)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(3)	(略)	(新設)

)		
--	---	--	--

申請時 (します)		2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な 利用及び適正な処分	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	(4)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(5)	(略)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)		3 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	(6)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(7)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(8)	(略)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(9)	(略)	<input type="checkbox"/>

(注1) 第39条第2項(1)の規定による支援対象者への提出に当たっては、事業申請時には「申請時(します)」欄の「□」に、実施報告時には「報告時(しました)」欄の「□」に、チェックすること。

(注2) (略)

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

)		
--	---	--	--

申請時 (します)		2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な 利用及び適正な処分	(新設)
<input type="checkbox"/>	(4)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(5)	(略)	(新設)

申請時 (します)		3 環境関係法令の遵守等	(新設)
<input type="checkbox"/>	(6)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(7)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(8)	(略)	(新設)
<input type="checkbox"/>	(9)	(略)	(新設)

(注1) 第9の4(1)の規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時(します)」欄の「□」に、チェックすること。

(注2) (略)

(新設)

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

別紙様式第12-3号（第39条第2項（2）関係）

（略）

	事業参加者氏名	報告時 (しまし た)
1	〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/>
2	△△法人 代表 △△ △△	<input type="checkbox"/>
3		<input type="checkbox"/>
4		<input type="checkbox"/>
5		<input type="checkbox"/>
6		<input type="checkbox"/>
7		<input type="checkbox"/>

（注1） （略）

（注2） 実績報告時には、「報告時（しました）」欄の「」にチ

別紙様式第12-3号（第39条第2項（2）関係）

（略）

	事業参加者氏名	(新設)
1	〇〇 〇〇	(新設)
2	△△法人 代表 △△ △△	(新設)
3		(新設)
4		(新設)
5		(新設)
6		(新設)
7		(新設)

（注） （略）

チェックをしてください。

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【更新の場合】

(略)

➤ 令和〇事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	(略)	<u>15.0 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>15.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>19.7 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>12.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>30.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>31.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>39.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>24.2 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>50.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>53.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>65.6 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>40.3 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>70.1 円/L</u>	<u>L</u>

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【更新の場合】

(略)

➤ 令和〇事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	(略)	<u>14.1 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>15.0 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>18.6 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>10.5 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>28.2 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>29.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>37.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>21.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>47.1 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>49.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>62.1 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>35.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>65.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>

	(略)	<u>74.3 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>91.8 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>56.4 円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

(略)

➤ 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	(略)	<u>15.0 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>15.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>19.7 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>12.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>30.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>31.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>39.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>24.2 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>50.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>53.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>65.6 円/kg</u>	(略)

	(略)	<u>69.8 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>86.9 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>49.1 円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

(略)

➤ 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	(略)	<u>14.1 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>15.0 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>18.6 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>10.5 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>28.2 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>29.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>37.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>21.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>47.1 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>49.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>62.1 円/kg</u>	(略)

	(略)	<u>40.3 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>70.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>74.3 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>91.8 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>56.4 円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【更新の場合】

(略)

➤ 令和〇事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	<u>15.5 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>19.0 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>13.2 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>31.1 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>38.0 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>26.3 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>51.8 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>63.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>43.9 円/m³</u>	(略)

	(略)	<u>35.1 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>65.9 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>69.8 円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	(略)	<u>86.9 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>49.1 円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【更新の場合】

(略)

➤ 令和〇事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	<u>14.8 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>18.3 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>11.7 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>29.6 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>36.5 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>23.5 円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>49.3 円/L</u>	(略)
	(略)	<u>60.9 円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>39.2 円/m³</u>	(略)

(略)	(略)	<u>72.5円/L</u>	(略)
	(略)	<u>88.6円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>61.4円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

(略)

➤ 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	<u>15.5円/L</u>	(略)
	(略)	<u>19.0円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>13.2円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>31.1円/L</u>	(略)
	(略)	<u>38.0円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>26.3円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>51.8円/L</u>	(略)
	(略)	<u>63.3円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>43.9円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>72.5円/L</u>	(略)
	(略)	<u>88.6円/kg</u>	(略)

(略)	(略)	<u>69.0円/L</u>	(略)
	(略)	<u>85.3円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>54.8円/m³</u>	(略)

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

(略)

➤ 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	<u>14.8円/L</u>	(略)
	(略)	<u>18.3円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>11.7円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>29.6円/L</u>	(略)
	(略)	<u>36.5円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>23.5円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>49.3円/L</u>	(略)
	(略)	<u>60.9円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>39.2円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>69.0円/L</u>	(略)
	(略)	<u>85.3円/kg</u>	(略)

	(略)	61.4円/m ³	(略)
--	-----	----------------------	-----

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【契約の更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成（令和） 年 月 日を開始日とし、令和○年11月30日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

(略)

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和○年3月1日を開始日とし、令和○年11月30日までの期間です。

(略)

参考様式第③号（第21条第1号関係）

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

	(略)	54.8円/m ³	(略)
--	-----	----------------------	-----

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【契約の更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成（令和） 年 月 日を開始日とし、令和○年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

(略)

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和○年4月1日を開始日とし、令和○年10月31日までの期間です。

(略)

参考様式第③号（第21条第1号関係）

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

(略)

2. 対象数量 (施設園芸用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入予定数量)

選択肢 (積立方式)	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	(略)	<u>15.0 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>15.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>19.7 円/kg</u>	<u>kg</u>
	(略)	<u>12.1 円/m³</u>	<u>m³</u>
(略)	(略)	<u>30.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>31.9 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>39.3 円/kg</u>	<u>kg</u>
	(略)	<u>24.2 円/m³</u>	<u>m³</u>
(略)	(略)	<u>50.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>53.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>65.6 円/kg</u>	<u>kg</u>
	(略)	<u>40.3 円/m³</u>	<u>m³</u>
(略)	(略)	<u>70.1 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>74.3 円/L</u>	<u>L</u>
	(略)	<u>91.8 円/kg</u>	<u>kg</u>
	(略)	<u>56.4 円/m³</u>	<u>m³</u>

3. 燃料補填積立の金額

選択された単価

A重油 (15.0円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円

(略)

2. 対象数量 (施設園芸用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入予定数量)

選択肢 (積立方式)	油種等	単価	燃料購入予定数量
(略)	A重油	<u>14.1 円/リットル</u>	
	灯油	<u>15.0 円/リットル</u>	
	L P ガス	<u>18.6 円/kg</u>	
	L N G	<u>10.5 円/m³</u>	
(略)	A重油	<u>28.2 円/リットル</u>	
	灯油	<u>29.9 円/リットル</u>	
	L P ガス	<u>37.3 円/kg</u>	
	L N G	<u>21.1 円/m³</u>	
(略)	A重油	<u>47.1 円/リットル</u>	
	灯油	<u>49.9 円/リットル</u>	
	L P ガス	<u>62.1 円/kg</u>	
	L N G	<u>35.1 円/m³</u>	
(略)	A重油	<u>65.9 円/リットル</u>	
	灯油	<u>69.8 円/リットル</u>	
	L P ガス	<u>86.9 円/kg</u>	
	L N G	<u>49.1 円/m³</u>	

3. 燃料補填積立の金額

選択された単価

A重油 (14.1円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円

灯油 (15.9円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 LPガス (19.7円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (12.1円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (30.1円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 灯油 (31.9円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 LPガス (39.3円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (24.2円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (50.1円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 灯油 (53.1円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 LPガス (65.6円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (40.3円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (70.1円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 灯油 (74.3円) × 数量設定申込書の数量 (L) × 1/2 = 円
 LPガス (91.8円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (56.4円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円

参考様式第③号 (第29条第1項第1号関係)

(略)

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年11月30日まで
2. 対象数量 (茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量)

選択肢 (積立方式)	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	15.5円/L	(略)

灯油 (15.0円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 LPガス (18.6円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (10.5円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (28.2円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 灯油 (29.9円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 LPガス (37.3円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (21.1円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (47.1円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 灯油 (49.9円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 LPガス (62.1円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (35.1円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円
 A重油 (65.9円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 灯油 (69.8円) × 数量設定申込書の数量 (リットル) × 1/2 = 円
 LPガス (86.9円) × 数量設定申込書の数量 (kg) × 1/2 = 円
 LNG (49.1円) × 数量設定申込書の数量 (m³) × 1/2 = 円

参考様式第③号 (第29条第1項第1号関係)

(略)

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年10月31日まで
2. 対象数量 (茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量)

選択肢 (積立方式)	油種	単価	購入予定数量
(略)	(略)	14.8円/L	(略)

	(略)	<u>19.0円/kg</u>	(略)		(略)	<u>18.3円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>13.2円/m³</u>	(略)		(略)	<u>11.7円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>31.1円/L</u>	(略)	(略)	(略)	<u>29.6円/L</u>	(略)
	(略)	<u>38.0円/kg</u>	(略)		(略)	<u>36.5円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>26.3円/m³</u>	(略)		(略)	<u>23.5円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>51.8円/L</u>	(略)	(略)	(略)	<u>49.3円/L</u>	(略)
	(略)	<u>63.3円/kg</u>	(略)		(略)	<u>60.9円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>43.9円/m³</u>	(略)		(略)	<u>39.2円/m³</u>	(略)
(略)	(略)	<u>72.5円/L</u>	(略)	(略)	(略)	<u>69.0円/L</u>	(略)
	(略)	<u>88.6円/kg</u>	(略)		(略)	<u>85.3円/kg</u>	(略)
	(略)	<u>61.4円/m³</u>	(略)		(略)	<u>54.8円/m³</u>	(略)

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月8日から施行する。
(令和8年1月8日付け日施園第209号)
- 2 改正前の燃料価格高騰対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。